

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和3年12月15日（水）午前10時00分～午後0時00分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順、敬称略

伊藤薫、大隅正寿、鬼澤友直、菊地哲也、日下部克通、高本雅通、佐藤基、瀬尾裕香、田口幸子、辻昌文、長谷川愉、平井美佳、平沼義幸

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官、家事首席書記官、少年首席書記官、少年次席家庭裁判所調査官、少年次席書記官、事務局長、総務課長、総務課課長補佐、総務課庶務係長

（オブザーバー）

神奈川県弁護士会山崎健一弁護士

第4 テーマ

「少年法の改正について」

第5 議事概要

1 新任委員の紹介等

2 テーマ趣旨説明

3 テーマに関する基本説明

少年部総括裁判官より、今回のテーマについて、少年事件の手続きの流れや改正の概要について説明を行った。

4 関係機関からの発表

神奈川県弁護士会から、少年法改正議論と改正法の運用について発表があった。

5 意見交換（以下、◎委員長、○委員、◆事務担当者、◇オブザーバー）

- 検察庁として関心が高いのは、原則検送事件の判断構造です。特定少年の改正法62条2項に該当する事件は原則として検送となりますが、犯情や要保護性・一般情状を考慮して例外として保護処分となっています。やはり強盗事件についてどのようになるのか、非常に関心があります。事後強盗は、逮捕を免れるために暴行を行なった場合がそれにあたります。例えば、万引きをした犯人が追いかけてきた店員に捕まらないように店員に対して暴行を加えた場合には、事後強盗となります。しかし、暴行を振るえばどんな事件でも強盗になるわけではありません。強盗罪が成立するためには、犯行抑圧程度の暴行が要件となっています。したがって、例の万引き犯が店員を一発殴った程度で強盗となるのかについては、非常に難しい問題があります。そこで、検察としては警察が強盗として送致した場合でも、強盗罪が成立するかどうか

慎重に吟味した上で判断しています。しかし、検察としても判断が難しい場合もあります。一発殴った程度では事後強盗の成立は難しいと思いますが、ある程度執拗に暴行を加えていたならば事後強盗の成立もありえるし、窃盗と暴行と判断することも考えられます。例えば検察が家庭裁判所に事後強盗罪で送致した場合、検察の判断と家庭裁判所との判断に齟齬が生じた場合にどのようなになるのでしょうか。強盗を認定したうえで保護処分とするのか、窃盗と暴行として事実認定を変えて保護処分とするのか、そのような点に関心があります。犯情と一般情状どちらが重視されるのか。実際の刑事事件においては行為責任ということで犯情を中心に刑罰を決める考え方になっていますが、特定少年について犯情と一般情状は実際にはどういった割合で考慮されるのか、という点について関心があります。

- 検察官と裁判官の認定に齟齬が生じた場合というお話がありましたが、裁判官はあくまでも検察官から提出された証拠に基づいて法律調査の中で判断していくことになると思います。ただし、付添人による新たな証拠が提出される場合もあるので、それも加味して判断することとなります。齟齬が生じるとすれば多くの場合はそのような案件だと思います。
- 通貨偽造が悩ましいと感じています。通貨偽造罪は非常に精巧な型を作った上で、偽造することを想定して重い法定刑が定められています。昔なら型を作る必要がありましたが、今はカラーコピー機を使用した例が多いです。通貨偽造は法定刑が重いものだから特定少年が罪を犯した場合、検送されるのかについて関心があります。カラーコピー機を使用した通貨偽造について犯情が重いといえるのでしょうか。
- カラーコピー機を使用して簡単に作れる時代になっていることを踏まえると、犯情の重さを考えるときに、行為態様がどれだけ害悪といえるかという点、どれだけ犯罪をするときの意欲があったのか、犯罪をすると決めたことに対して社会がどれだけ非難するかという点で犯情を考えるわけですが、昔のように精巧な型枠を作らないと偽造できない場合は、それだけ計画的に行うこととなり害悪の危険性は大きくなるし、社会的非難も大きいと考えます。今の時代、カラーコピー機を使用して簡単に偽造できるということであれば、そもそも犯行態様がそんなに重いのかという視点と、気軽にできるものなら少年であれば何も考えずにやりました、ということも多いのではないかと思います。社会的非難はもちろんあるとしても、個人的には犯行態様にしても社会的非難にしてもさほど重いものではないのかなと、個人の感想としては犯情はさほど重いものではないと考えます。
- ◎ それでは、次は、報道機関の皆さんに今回の少年法改正についてのご意見や推知報道についてお話しいただきたいと思います。
- 世論調査で年齢引き下げに賛成が多かったというお話がありましたが、我々メディアとしては、割合は少ないとしても世間を騒がすような重大犯罪があったことで世論がそうやってきたのだと思っています。テレビも通常の放映だけでなく、ネットとの融合を非常に言われていまして、積極的にネットも活用しようとしています。ニュースについてはネットにも載せています。そのような中で気を付けないといけない局面もあり、非常に神経を使っているところでもあります。社内でも一定のルールを定めて配慮して進めているところです。まだまだ成熟していない部分も確かにありますので、

皆さんのご意見を聞きながら、留意して進めていきたいと思っていますし、報道の担当にも本日の話を伝えたいと思っています。

- ◎ 今回の少年法改正や推知報道に関して、社内で検討会等はされていますか。
- 検討会ということは行っていませんが、日々、一つ一つの報道事例に基づいて、視聴者からの意見なども踏まえながら、報道後、勉強会のようなものを行っています。
- 報道で匿名か実名かについては、少年事件に関わらず、我々日々悩みながら記事を出しています。基本は実名、少年については少年法61条に基づき例外的に匿名となっています。令和4年4月の法改正に伴い、特定少年の場合、実名をどうするか、他の機関の人と会うとこの件についてどのように対応するかを話すことも多く、各社悩んでいるのが現状です。地元の弁護士も交えて社内で勉強会をしているところもあるという話も聞きました。原則実名だけれど、少年の健全育成の観点も踏まえて考えていかなければいけないと感じています。全て実名かということ、そんなに単純ではないと思っています。少年法55条によって起訴後に家庭裁判所に戻されるケースもあり、起訴された段階で特定少年を実名報道し、起訴後に戻されて保護処分となった場合、大変なことになってしまうと感じています。地方紙だと地方の小さな事件についてもどうするのかという議論をしていますが、なかなか結論は出ません。事案が出てからその取材を尽くした上で、難しい判断を迫られるのだと思っています。特定少年を匿名にした場合であってもその理由がしっかり説明できないといけないと思っています。実名にする場合であっても、実名にした理由をしっかり説明できるようにしなければいけません。難しい問題だと感じています。弊社においても紙面では実名報道を行い、同じ内容でも、消すことが難しいWeb版では重大なニュースは別として、原則成人も含めてすべて匿名とする運用に変えています。
- ◎ 18歳・19歳の少年がいる大学では、今回の法改正についてなにか話題になっていますか。
- 今回の少年法改正については、大学生も関心を持っていると思います。大学に通っている子は家庭環境的にも恵まれている子が多いので、そのような子にとっては、今までより厳しく処罰されることになるのかな。という程度の関心だと思います。臨床家の先生の中には今の子どもが昔よりも幼いとおっしゃっている方もいます。コロナ禍で周囲とのつながりが断たれてしまって、家庭の中に閉じ込められていることで、親としか交流がなく、周りの友達と共有することで発達していく思考がうまくできず、親の対応が難しい環境の子の場合には結局孤立してしまうという子ども達がたくさんいます。要保護ということがとても大切だと思いました。このような議論を市民が広く知るためには、教育の役割や報道の役割もあると思いますが、ネットで自分の正義を振りかざしているような人たちに、この議論を広く知ってほしいと思いました。もちろん犯罪はいけないですが、このような環境の子ども達について議論をして思いをはせる場が少ないためか、自分の正義を振りかざすような市民が増えてしまうように感じます。そのような方たちは今回のような家裁での議論を知らないのではないかなと思います。虐待を受けていたという報道に触れて、可哀そうだなと思うだけではなく、私たち社会がそのような環境に置ってしまったことについて、社会にも責任があるよね。という考えに少しでも近づけるような教育や報道が必要なのではないかと思

いました。

- ◇ 相当多くの事件が、この環境なら仕方がないと思うことがほとんどです。経済的な理由、虐待、離別による影響、発達障害などにより孤立し、非行につながっていることが多いように感じています。個人的な感覚かもしれませんが、大人になってからいきなり重大犯罪を起こすような人にはそのような環境だった人がいます。重大犯罪の低年齢化といわれた時期もありましたが、むしろ犯罪が現れるのが遅くなっているという可能性もあるのかなと思っています。民法上の成年というのは少子高齢化の中で参加する若者を増やそうという政策だと思いますが、実際の発育は遅れているということを考えながらこの特定少年を取り扱っていく必要があるのではないかと思います。
- 虐待・発達障害が増えている中で私たちは児童福祉法の対象となる18歳未満の子ども達と対応することが多いですが、非行の子、自立支援施設に入所している子は8割近くが虐待の被害を受けた子どもで、残りの2割についても不適切な養育がある子です。養育環境が子ども達の成長・発達に影響を与えているのは実感しています。子ども達の可塑性について、文献の中では子どもは20代前半まで可塑性があるというデータもあります。実際、私たちが接している子ども達の中で感じる感覚と少年法の年齢が下がることの不合理を感じています。児童福祉法の理念としては子どもの最善の利益を守るというものがあります。児童福祉法上18歳未満の子どもが対象となっていますが、児童福祉の施策的には、18～22歳くらいまで手当てをするような方向で、色々な制度が今、積みあがってきています。いわゆるケアリーバーという言葉も社会の課題として出てきていますが、そのような社会的養護の中で育てて18歳で自立を余儀なくされる。そのような子たちの支援が大きな課題となっています。支援が十分でないことで罪を犯してしまったり、刑務所に入るような子も目の当たりにしていますので、要保護性の部分は司法にもしっかり見ていただいて対応していただきたいと切に願っています。
- 18歳未満の子どもに関しては親が家で大変だとして治療を受けに来ますが、治療で家においておけないとなると、入院施設は非常に少ないです。家で看られない、入院もできない、初診には半年以上かかってしまう。その際にすぎるのが児童相談所です。比較的早く対応してくださるのですが、18歳の誕生日を迎えると施設を出されてしまいます。高校ぐらいになると活動範囲も広がってきて家出をしたりします。18歳になるまでは児童相談所が手伝ってくれましたが、18歳を超えるとお手上げとなってしまいます。18歳になって親が警察を頼っても、警察は18歳だからしょうがないよ、となってしまい、結局、子どもは家出をしてずっと帰ってこなくなってしまう、手が付けられなくなってしまったというケースがありました。犯罪ではないグレーなところが、児童福祉法では18歳未満までとなっていますが、20歳になるまでのまだ十分に大人になりきれていない子のケアをどうしたらいいのか、というのが今回の基本説明や発表を聞いて思ったところでした。最近の子どもは幼いというお話もありましたが、今の若い人たちの発育が遅いとか脳の問題があるとかではないと思います。不適切な養育のせいでそのような子ども達が増えてきているのだと思います。子ども達が幼いという割に、親たちが責任をもってスマホなどを管理しているのかというと、治療に来る子たちは、勝手放題で管理できていないことが多いです。親が未

成年者として扱っていない、保護が必要なのにそのような対応をしていない、社会はそのような子たちをどうにかしようとするけれども、個々の人たちがやらないと、結局、周りでルールを作ってもどうしようもない状態になっているのではないかと思います。発達障害についても、親は生まれた時から我が子を見ているので、おかしいのかどうか気付きにくいです。幼稚園や学校の先生が気付くケースが多いですが、親が怒るので伝えることができない、遠回しに伝えることで気付く親もいますが、気付かない親の場合そのまま大人になってしまって、もっと問題が大きくなってから、大人になっていろいろ掘り下げていくと、子どものころからそのような問題があったけれど誰も気付かなかった、というケースもあります。カウンセリングは保険がきかないので、親も介入してもらわないと続けるのは難しいです。しかし、経済的に余裕がないと治療の可能性も断たれてしまいます。日々どのようにしていったら良いのかなと考えています。

- ◎ 成人年齢の引き下げについて、銀行業務に影響などはありましたでしょうか。
- 昔は高校を卒業した事務職員を多く採用していたという時代もありました。当時18・19歳の子に対しては、別のプログラムを持って企業内で再教育していました。裏を返せば、教育や保護が必要な年齢だからやっていたのだろうと考えます。最近が高学歴化の中で18・19歳での採用は少なくなってきましたが、今でもそういうものはありますし、社内教育は続けていく必要があると考えています。
- オブザーバー発表の「被虐待経験を有する少年院在院者の比率」を見て非常に驚きました。被虐待経験者に不適切な養育環境というのを加えれば、家庭に問題がある子の比率はさらに増えるだろうと思いました。家事調停というのは離婚や面会交流等の事件を扱うため、直接、少年事件が事件に入ってくることはありませんが、子どもの問題が絡んでくるというところもあるので、子に関する家事事件は、我々も心しなければいけないなと思いました。子が昔と比べると幼いなと感じることもありますし、一昔前ならひねくれた子と言われた子についても、今は発達障害という方もいらっしやいます。そういった少年たちというのは、今回の法改正の建前は、特定少年は自立しているから処罰主義なのだということだと思いますが、家庭環境に問題があって、好きでくれたわけではない、立ち直ろうとしてもまだ18歳だと自立的に立ち直るための十分な時間はない、それでいきなり処罰主義も少し可哀そうな気がします。今後の実務の運営については、これまであった保護原理にも十分に配慮しながら改正後の法律を適用していただきたいなと思いました。
- 少年事件で付添人として活動をしていると、親の存在が非常に大きいと感じます。18・19歳になると親は親権者ではなくなるということなので、付添人の重要な活動であった、審判や観護措置中の親に対する働きかけ、少年と親との間の調整、審判となった時の親の立場や関わり方はどのような形になってくるのかなと思います。今までと同様重要な保護者としての立場でいてくれたほうが、少年に幼さやアンバランスさを感じるので、単なる環境調整の1つではなく審判廷の中でも重要な立場だという方向でいていただけるといいなと思いました。
- 今まで家庭裁判所等で取り組んでいただいていたぐ犯の機能が、今後どのような機関でどのように連携して関わっていけるのかな。ということ強く思いました。成人で

も障害のある方の事件などで、小さなトラブルで関わることが多いですが、そうした時にご本人のことをよく知ることが手続きの中でアセスメントされて行われてきていたようなところ、どういうふうな居場所を作って関わっていくのか、成人でも司法と福祉の連携は進んできていると思いますので、どのように支えていけるのか関心があります。

- 親から虐待された子が家出をして父親のところへ逃げて行ったというケースで、母親から話を聞くと「私もこうやって育った」と言っていて、根が深いなと感じました。このケースの子は父親のところへ逃げましたが、もし逃げていなかったらどうなっていたのかなと、今日の話聞いて思いました。

第6 次回テーマについて

「横浜家裁における成年後見制度の利用促進に関するこれまでの取組と今後の展望について」